

療養費用算定基準細目の一部改正について

平成 28 年 10 月 31 日

療養費用算定基準細目（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）の一部を次のように改正する。

Ⅲの 1 中「2,475 円」を「2,485 円」に改める。

Ⅲの 5 の表中

「

骨折 (整復料)	大 腿 骨	10,800 円	760 円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3 週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 1,020 円とする。
	上腕骨・下腿骨	10,800		
	鎖 骨	4,920		
	前 腕 骨	10,800		
	肋 骨	4,920		
	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指（手・足）骨	4,920		
不全骨折 (固定料)	骨 盤	8,640	640	関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3 週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 900 円とする。
	胸骨・肋骨・鎖骨	3,600		
	大 腿 骨	8,640		
	下腿骨・上腕骨・ 前腕骨・膝蓋骨	6,600		
	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指（手・足）骨	3,360		
脱臼 (整復料)	股 関 節	8,400	640	脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。
	肩 関 節	7,440		
	肘関節・膝関節	3,360		
	顎 関 節	2,160		
	手関節・足関節・ 指（手・足）関節	3,360		

」

を

「

骨折 (整復料)	大 腿 骨	13,800 円	970 円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3 週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 1,310 円とする。
	上腕骨・下腿骨	13,800		
	鎖 骨	6,240		
	前 腕 骨	13,800		
	肋 骨	6,240		
	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指（手・足）骨	6,240		

不全骨折 (固定料)	骨 盤	11,040	820	関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,150円とする。
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,560		
	大 腿 骨	11,040		
	下腿骨・上腕骨・ 前腕骨・膝蓋骨	8,400		
	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	4,320		
脱臼 (整復料)	股 関 節	10,800	820	脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。
	肩 関 節	9,480		
	肘関節・膝関節	4,320		
	顎 関 節	2,760		
	手関節・足関節・ 指(手・足)関節	4,320		

に改める。

Ⅲの7中「340円」を「360円」に改める。

Ⅳの3の(2)の①中「960円」を「920円」に、「2,880円」を「2,760円」に、同(3)の①のa中「2,600円」を「2,640円」に、同b中「3,960円」を「3,970円」に、同②のa中「2,600円」を「2,640円」に、同c中「565円」を「575円」に、同③中「3,960円」を「3,970円」に改める。

附 記

- 1 改正後の基準細目は、平成28年10月31日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成28年11月1日以降の施術に係るものから適用する。